

浜岡原子力発電所 お客さま向けホームページにおける 運転情報等でお知らせする内容の一部見直しについて

2014年6月30日

当社は、浜岡原子力発電所お客さまホームページにおける、運転情報等でお知らせする内容について、2014年7月1日より、一部見直すことをお知らせいたします。
見直しの内容については、以下のとおりです。

【「運転情報等でお知らせする内容について」の見直し内容】

1. 表 1-10「原子炉施設の故障により原子炉施設保安規定^{※1} で定められた施設運用上の基準を逸脱したとき。(1, 2号機)」の削除
 - ・2号機の使用済燃料搬出完了に伴い、原子炉施設の保安のために必要な措置に関する法令上の要求がなくなること等から、1, 2号機は「施設運用上の基準」がなくなるため、本項目を削除する。
2. 表 2-14「施設定期検査等において、検査の判定基準に係る不適合があったとき。また、保安検査で指摘を受けたとき。」、表 2-19「設備の設置、改造、検査等に係わる、法令等に基づく官庁への報告書等において、記載内容又はその手続きに不備が確認され修正等を実施した場合。」および過去に発生した不適切な事案について、ホームページ掲載に係る扱いを「運転情報など」から「その他の事項」へ変更
 - ・ホームページ掲載にあたり、上記項目については事象が「現在」かつ「現場で発生している」ものではないため、「運転情報など」に分類するより別の枠組みで公表することが妥当と考え、トピックスとしてお知らせする。

参考：[見直し前の「運転情報等でお知らせする内容について」](#)

「運転情報等でお知らせする内容について」は、2014年7月1日以降、見直しを反映した最新版が表示されます。

当社は、今後も発電所運営の透明性をより高めるため、情報公開に努めてまいります。

※1 原子炉施設保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

以上